

## 訪問介護事業所 実地指導結果

平成29年9月21日現在（「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
株式会社 介護隊	四万十市	ヘルパーステーション 介護隊	H28.8.15	<p>1 居宅サービス計画に位置づけられていないサービスが提供されている事例が認められた。 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供すること。 (高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第8号。以下「高知県条例第8号」という。)第18条)</p> <p>2 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。 (高知県条例第8号第21条第2項)</p> <p>3 訪問介護計画が居宅サービス計画の内容に沿って作成されていない事例が認められた。 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。 (高知県条例第8号第26条第2項)</p>	改善措置済	
株式会社 一 期一会	土佐市	訪問介護サービス ステーションすずめ (指定訪問介護)	H29.1.26	<p>1 介護福祉士その他政令で定める者ではない者による指定訪問介護の提供が認められた。 指定訪問介護事業者は、介護福祉士その他政令で定める者に指定訪問介護を提供させること。(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項)</p> <p>2 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。(高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第8号。以下「高知県条例第8号」という。)第21条第2項)</p> <p>3 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていない事例が認められた。 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。(高知県条例第8号第36条第2項)</p> <p>4 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。(高知県条例第8号第36条第3項)</p> <p>5 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例(介護福祉士その他政令で定める者ではない者による指定訪問介護の提供にもかかわらず訪問介護費を算定)が認められた。 事業所で他に同様の事例が無いか精査したうえで、該当する事例については返還等の措置を講じること。(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表1)</p>	改善措置済	